

ふれあい福祉コーナー

財産や権利を守る〜成年後見制度〜

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方の財産や権利を守るため、家庭裁判所が支援者を選び、この支援者が法的に支援する制度が成年後見制度です。

成年後見制度には大きく分けて、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。

法定後見制度

法定後見制度は判断能力の程度によって、次の3つに区分されます。
補助：判断能力が不十分な場合(重要な財産管理などを一人ですることが不安な方)
保佐：判断能力が著しく不十分な場合(日常の買い物などは一人でできるが、重要な財産管理などはできない)

現在、判断能力が十分ある方が、将来、認知症などで判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめ本人が選んだ任意後見人と任意後見契約

任意後見制度

現在、判断能力が十分ある方が、将来、認知症などで判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめ本人が選んだ任意後見人と任意後見契約



【事例】ペットショップのホームページで見た子犬を気に入り、店頭に見に行くと、店員から「元氣な子犬です」と言われたので購入した。ワクチン代、メディカルチェック代を含めた代金を支払い、その日に連れて帰った。夕方からせきが出始めたので、翌日に動物病院で診てもらったところ、感染症と診断された。ショップに事情を説明したところ「引き渡し後に病気に責任がなく、治療費は支払えない」と言われた。治療費の請求はできないのか。

近年、ペットが病気に感染したり、先天的な障がいを持っていることが購入後に分かったりなど、ペットに関する契約トラブルが発生しています。動物愛護法には、「動物の所有者

を結ぶものです。この契約を結ぶことにより、本人の判断能力が低下したときに任意後見人が本人をサポートすることができま

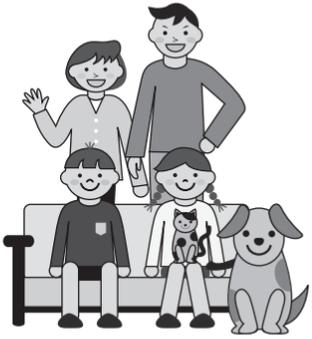
間長寿介護課 ☎447、障がい福祉課 ☎453、社会福祉課 ☎316、東部地域包括支援センターやお苑 ☎98・8895、西部地域包括支援センターアセンタール ☎994・5562、南部地域包括支援センター埼玉回生病院 ☎99・7717、北部地域包括支援センターやしお苑 ☎930・5123



は、できる限り、動物がその命を終えるまで正しく飼育されるよう努めなければならぬ」と明記されています。ペットを購入する際には、健康状態などの確認を慎重に行うようにしましょう。

消費者へのアドバイス

①ペット(ほ乳類、鳥類、爬虫類)の販売は動物愛護法に基づき登録事業者しか認められていません。また、ペットショップには登録番号などを記載した「標識」が掲げられています。
 ②ペットは「命のある生き物」です。ペットを大切な家族の一員として迎え入れ、飼い主として一生飼育できる環境(飼育禁止マンションでない、家族の同意を得られるかなど)にあ



4月 各種無料相談

☎996-2111
 ★法律相談の予約は、電話で受け付けます。
 ★相談日が祝日の場合は、お休みです。

法律相談 法律上の諸問題についての相談(弁護士が対応)・2日前の毎週水曜日午前9時から電話予約 日毎週金曜日 午後1時20分～4時 場市民相談室 定8人(事前予約制) 広聴広報課 ☎373	くらしの相談 日常生活の問題や国・県・市の行政サービスについての相談(行政相談委員が対応) 日4月8日(水) 午後1時30分～3時30分 場市民相談室 広聴広報課 ☎373	行政書士相談 官公庁へ提出する書類・申請書の作成、離婚・相続・金銭貸借・外国人市民相談などについての相談 日4月20日(月) 午後1時～4時 場市民相談室 広聴広報課 ☎373	司法書士相談 土地・建物の所有権移転登記・相続・会社設立・成年後見制度など身近に起こりうる問題についての相談 日4月16日(木) 午後1時～4時 場市民相談室 広聴広報課 ☎373	4月 各種無料相談 ☎996-2111 ★法律相談の予約は、電話で受け付けます。 ★相談日が祝日の場合は、お休みです。
税理士相談 相続税など税金全般についての相談 日4月6日(月) 午後1時～4時 場市民相談室 広聴広報課 ☎373	不動産相談 マンションおよび不動産取引全般についての相談(宅地建物取引主任者が対応) 日4月14日(火) 午後1時～4時 場駅前出張所内相談室 広聴広報課 ☎373	DV相談 DV被害(配偶者などからの暴力)について電話・面談による相談(女性相談員が対応) 日毎週月・金曜日 午前10時～正午 午後1時～4時 ※面談の場合は、要予約 ☎996-3955 (DV相談支援室専用電話) 人権・男女共同参画課 ☎811	女性相談 女性が抱えるさまざまな悩みについての相談(女性相談員が対応) 日毎週水曜日 午前10時～正午 午後1時～4時 場駅前出張所内相談室 定5人(事前予約制) 人権・男女共同参画課 ☎811	人権相談 プライバシーの侵害など基本的な人権についての相談(人権擁護委員が対応) 日4月9日(木) 午後1時～4時 場市民相談室 人権・男女共同参画課 ☎811
心配ごと相談 日常生活における心配ごとや悩みごとについての相談(心配ごと相談員が対応) 日4月1日(水)・15日(水) 午後1時～4時(電話相談可) 場身体障害者福祉センターやすらぎ ☎998-7616 (心配ごと相談専用電話) 社会福祉協議会 ☎995-3636	こころの健康相談 不眠・不安などによるこころの病気やひきこもり、高齢者の認知症などについての相談(専門医が対応) 日4月6日(月) 午後1時～2時30分 場保健センター 定2人(事前予約制) 保健センター ☎995-3381	消費生活相談 悪質商法などに関する問題や借金問題など消費生活全般についての相談(消費生活相談員が対応) 日毎週月～金曜日 午前10時～正午 午後1時～4時 場消費生活センター ※受け付けは商工観光課 商工観光課 ☎336	内職相談 内職の求人、求職のあっせんについての相談(内職相談員が対応) 日毎週火曜日 午前10時～正午 午後1時～3時30分 場市民相談室 商工観光課 ☎336	若年者就職相談 若年者(40歳未満、学生・生徒可)の就職、転職、技能能力などについての相談(キャリアカウンセラーが対応) 日4月1日(水)・15日(水) 午前10時～正午 午後1時～4時 場ゆまにて(勤労青少年ホーム) 定5人(事前予約制) ゆまにて ☎996-0123
教育相談 児童・生徒の言動や教育についての相談(専任教育相談員が対応) 日毎週月～金曜日 午前9時30分～正午 午後1時～4時 場教育相談所 教育相談所 ☎995-0077	家庭児童相談 子どもの家庭での養育上の心配や悩みごとについての相談(家庭児童相談員が対応) 日毎週月～金曜日 午前9時～正午 午後1時～4時 場家庭児童相談室 子育て支援課 ☎472	子育て相談 子育ての不安や悩みごとについての相談(子育てアドバイザーが対応) 日4月23日(木) 午前10時～午後1時 場だいばら児童館(わんぱる) 定3人(事前予約制) だいばら児童館 ☎999-0321	子育て電話相談 子育てや保育に関して、不安や悩みごとを電話で相談(保育士が対応) 日毎週月～金曜日 午前10時～正午 午後1時～3時 中央保育所 ☎996-7711 (4月1日から南川崎保育所)	休日・夜間納税相談 市税・国民健康保険税の納付についての相談 日4月5日(日) 午前9時～午後4時 毎週木曜日 午後5時15分～7時 場納税課 納税課 ☎330